

## 障害者自立支援法に基づく公益財団法人寝屋 川市保健福祉公社訪問介護事業所居宅介護事 業及び重度訪問介護事業運営規程

### (趣旨)

第1条 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社(以下「公社」という。)が設置する公益財団法人寝屋川市保健福祉公社訪問介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定による指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 事業は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社定款第3条に規定する目的を達成するため、公社の専門職員が障がい者(法第4条第1項にある者をいう。以下に同じ。)及び障がい児(法第4条第2項にある者をいう。以下に同じ。)又は障がい児の保護者(法第4条第3項にある者をいう。以下に同じ。)に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とする。

### (事業の運営方針)

第3条 指定居宅介護事業の実施に当たっては、利用者(公社と利用契約を締結し、指定居宅介護の提供を受ける者をいう。)が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定重度訪問介護事業の実施に当たっては、日常生活全般に常時支援の要する重度の肢体不自由の利用者(公社と利用契約を締結し、指定重度訪問介護の提供を受ける者をいう。)に対して、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、寝屋川市、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス提供者又は保健医療サービス提供者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、法及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に規定する内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社訪問介護事業所

所在地 大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市立保健福祉センター内

（職員等の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

専門職員

ア 管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者を兼務）

管理者は、職員に法令等を遵守させるために必要な業務及び利用申込みに係る調整を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括する。

イ サービス提供責任者 4名（常勤職員3名（管理者を含む。）・非常勤職員1名）

サービス提供責任者は、前条に規定する運営方針に基づき、第8条各号に掲げる業務を行う。

ウ 訪問介護員 55名（非常勤職員・業務の状況により変動する。）

訪問介護員は、居宅介護計画（重度訪問介護にあつては重度訪問介護計画。以下「居宅介護計画等」と総称する。）に基づき、指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の提供にあたる。

（営業日、営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)を除く。

営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

サービス提供日 年中無休とする。

サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(事業所で提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する対象者は、次のとおりとする。

障がい者

ア 身体障がい者(18歳未満の者を除く)

イ 知的障がい者(18歳未満の者を除く)

ウ 精神障がい者(18歳未満の者を除く)

障がい児

ア 18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者

イ 精神障がい者のうち18歳未満である者

2 指定重度訪問介護を提供する対象者は、次のとおりとする。

身体障がい者(18歳未満の者を除く)

障がい児(15歳以上18歳未満の身体障がい者に限る)

(サービス提供責任者の業務)

第8条 サービス提供責任者は、以下に掲げる業務を行う。

利用相談 事業所内の相談スペース等で、利用者若しくはその家族等又は市民により、指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕その他の障害者自立支援制度に関する相談を受ける。

利用者の状況の把握 利用者又は障がい児の保護者(以下「利用者等」という。)の日常生活全般の状況を把握・分析し、指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の提供によって解決すべき問題点を明らかにし(以下「アセスメント」という。)、これに基づき利用者に対する援助の方向性や目標を設定する。

居宅介護計画等の作成 アセスメントの結果、利用者又はその家族等の意向を踏まえ、居宅介護計画等を作成し、利用者又はその家族等に説明及び交

付を行う。

訪問介護員の配置 訪問介護員に対し、作成した居宅介護計画等の内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。

サービスの実施状況の継続的な把握及び評価 前号に規定する訪問介護計画等に対して、3月に1回、目標達成の度合いや利用者の満足度等について評価（以下「モニタリング」という。）の実施等を行い、必要に応じて、当該居宅介護計画等の変更を行う。

訪問介護員の業務管理 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修及び技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を行う。

支給決定に係る援助 利用申込者に対して、介護給付費の支給決定が既に行われているかどうかを確認し、必要に応じて当該利用者申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請の届出を寝屋川市に対して行うよう必要な援助を行うものとする。

介護給付費の請求 介護給付費請求に関する業務を行う。

（指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の内容）

第9条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

居宅介護計画の作成

身体介護

- ア 食事介助
- イ 服薬介助
- ウ 更衣介助
- エ 排泄介助
- オ 入浴・清拭介助
- カ 整容介助
- キ 自立生活支援のための見守りの援助
- ク その他必要な介助

家事援助

- ア 調理
- イ 清掃・ゴミ出し

- ウ 衣類の洗濯、整理及び補修
- エ 生活必需品の買い物代行
- オ 育児支援
- カ その他必要な援助

通院等介助(職員が自ら運転しての通院等の介助を除く。)

2 事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

重度訪問介護計画の作成

入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助

(指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の利用料等)

第10条 指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕を提供した場合の利用料は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)により算定した費用の額とし、そのサービスが法定代理受領であるときは、利用者負担額として、その1割(法第31条の規定の適用により介護給付費の給付率が9割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。)をサービスの提供を受けた利用者等から支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、前項に規定する利用者負担額のほか、利用者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の9割の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。

3 第1項に規定する利用料のほか、利用者等の選定により次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕を提供する場合の交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、公社の自動車等を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

事業所から片道5km未満 200円

事業所から片道5km以上10km未満 400円

事業所から片道 10km 以上の場合 前号に 2 km ごとに 100 円を加算

- 4 前 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障がい児の保護者より同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までに規定する利用料の支払いを受けたときは、利用者等に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区別したもの)について記載した領収証(医療費控除(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 73 条に規定するものをいう。))がある場合はその金額を記載したものを交付するものとする。
- 6 法定代理受領より寝屋川市から指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該介護給付費の額を文書により通知するものとする。

( 通常の事業実施地域 )

第 11 条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市の区域とする。

( 利用者負担額等に係る管理 )

第 12 条 社は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に社が提供する指定訪問介護〔指定重度訪問介護〕及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等費用基準額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額を寝屋川市に報告するとともに、利用者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

( 緊急時等における対応方法 )

第 13 条 現に指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊及び当該利用者の家族へ連絡する等の措置を講じるものとする。

- 2 社は、利用者に対する指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の提供により事故が発生したときは、寝屋川市、当該利用者の家族等及び当該利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 社は、利用者に対する指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の提供により賠

償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

( 苦情解決 )

第 14 条 公社は、提供した指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 公社は、提供した指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕に関し、法第 10 条第 1 項の規定により寝屋川市が、また、法第 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は寝屋川市長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族等からの苦情に関して寝屋川市又は大阪府知事及び寝屋川市長が行う調査に協力するとともに、寝屋川市又は大阪府知事及び寝屋川市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

( 個人情報保護及び秘密の保持 )

第 15 条 公社は、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報については、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社個人情報保護規則(平成 24 年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規則第 7 号)の規定により適正に取り扱うものとする。

2 公社は、収集した利用者及びその家族等の個人情報については、利用者及びその家族等に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者及びその家族等の同意を得るものとする。

3 職員等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。また、職員等でなくなった後においても同様とする。

( 虐待防止に関する事項 )

第 16 条 公社は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

虐待を防止するための職員に対する研修の実施

## 成年後見制度に関する情報の提供

## その他虐待防止のために必要な措置

- 2 会社は、指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の提供中に職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者をいう。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを寝屋川市に通報するものとする。  
（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 会社は、職員等の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 会社は、職員等の労働衛生管理については、職員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行い、職員等が感染源となることを予防する対策を講じるものとする。
- 3 会社は、職員等並びに設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定居宅介護〔指定重度訪問介護〕の提供に関する諸記録を整備し、サービス提供満了の日から 5 年間保管するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社障害福祉サービス事業管理運営規程（平成 24 年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規程第 12 号）の定めるところによる。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。